

相続まで課税を先送り

まとまった財産を贈与して子どもの家計を援助したいが、受け取る側に贈与税を払う余裕がない場合、選択肢の一つになるのが、相続時まで課税を先送りできる「相続時精算課税」だ。ただ、制度には注意点もある。利用時は将来の相続も見据え、長い目で善しあしを判断したい。

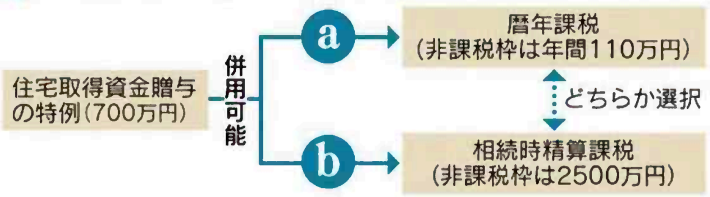
「とりあえず、税金を払わずに贈与が受けられホッとした」。都内に住む専業主婦のAさん(53)は昨年、相続時精算課税を利用した。

贈与税負担で、Aさん夫婦が約20年前に自宅を購入した際、父親が資金援助をしてくれたため、父親を共有名義にした。しかし将

A 暦年課税と相続時精算課税の違い

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	60歳以上の父母、祖父母
受贈者		20歳以上の子ども、孫
非課税枠	年間110万円	累計2500万円
枠超過分の税率	累進税率(10~55%)	一律20%
贈与者が死亡した場合	死亡前3年以内の贈与財産は相続税の対象	贈与財産はすべて相続税の対象

B 住宅取得資金贈与の特例と併用する場合



2017年に親から住宅取得資金3000万円を贈与される場合

- a 暦年課税と併用すると贈与税は(国税庁の速算表より)
 $(3000万 - 110万) \times 45\% - 265万 = 1035万5000円$
- b 相続時精算課税と併用すると
 $3200万(700万 + 2500万) > 3000万$ なので贈与税は**ゼロ**
※ただし2500万円は相続財産に足し戻される

C 相続時精算課税を検討した方がいいケース

- 1 贈与を受けたいが、贈与税を負担する余裕がない
- 2 相続税はかからないので、早めに生前贈与したい
- 3 使途を問わない資金をまとめて贈与したい

らもらった財産にかかる税金で、もらった人(受贈者)が支払う。課税方法には暦年課税と相続時精算課税の2つがある(表A)。

暦年課税は1月1日~12月31日の1年間にももらった金額から、基礎控除を差し引いた部分に税金がかかる。年間110万円の基礎控除の範囲内なら贈与税がかからないため、長期間こつこつ贈与して将来の相続財産を減らす節税目的で使われることも多い。

一方の相続時精算課税は、累計贈与額が特別控除(2500万円)の範囲内なら何回も贈与しても贈与税はかからない。ただし、贈与を受けた財産は将来、相続財産に足し戻されるため、「節税につながる制度ではない」とランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は指摘する。

税金の支払いを贈与時から相続時に先送りする形だが、Aさんのように贈与を受ける側に、いまは贈与税を負担する余裕がないという場合などは選択肢の一つになる。

「相続時精算課税は住宅取得資金の非課税特例との併用が有効」と話すのは税理士の藤曲武美氏だ(図B)。住宅

累計で非課税枠2500万円

取得資金の非課税贈与とは、父母、祖父母から子や孫へ住宅取得資金を一定額まで非課税で贈与できる制度で、今年度の非課税枠は700万円(一般住宅の場合)だ。

暦年課税か相続時精算課税と併用できるが、相続時精算課税との併用なら贈与税の非課税枠が3200万円まで増える。相続時精算課税でもらった分は将来、相続財産に足し戻されるが、とりあえず贈与税の負担なく子どもの住宅取得を支援できる。

相続税がかからない見込みの親が早めに子どもに贈与したいというケースや、使途を問わないまとまった資金を贈与したいというケースも有効だ。将来、贈与分が相続財産に足し戻されても、相続税の基礎控除の範囲内に収まれば相続税もかからない。

「小規模」使えず

デメリットもある。いったん相続時精算課税を選べど、同じ人からの贈与について暦年課税を選ぶことはできなくなる。また、自宅敷地の贈与で相続時精算課税を使うと、相続時に敷地評価額を80%減額できる小規模宅地の特例を使えなくなることに注意だ。

相続時精算課税を選んだら選択肢に加え、贈与があった翌年に必ず申告が必要になる。利用する場合は相続税や贈与税に詳しい税理士に相談し、メリットがあるかどうか見極めた方がいいだろう。

(M&I編集長 後藤直久)